

# 苫小牧工業高等専門学校 の点検・評価等に関する規則

規則第75号

制 定 平成21年4月1日

一部改正 平成28年3月16日

(趣旨)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育研究水準の向上を図り、かつ、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について行う点検・評価等について必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規定において「点検・評価等」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- 一 学校教育法第123条により準用される第109条第1項に定める自己点検及び評価
- 二 学校教育法第123条により準用される第109条第2項に定める機関別認証評価受審のための点検及び評価
- 三 本校が教育研究水準の向上のため自ら受審する認定審査等受審のための点検及び評価
- 四 本校運営諮問会議の開催のための点検及び評価
- 五 その他校長が必要と認めた事項に関する点検及び評価

(実施組織)

**第3条** 点検・評価等の総括は運営委員会が行う。

2 点検・評価等を行う組織は、次のとおりとする。

- 一 創造工学科及び専攻科
- 二 事務部及び技術教育支援センター
- 三 委員会等
- 四 その他運営委員会が指定する組織等

(実施事項等)

**第4条** 第2条第一号、第四号及び第五号における点検・評価等は、運営委員会が別に定める事項について実施する。

2 第2条第二号及び第三号における点検・評価等は、認証評価機関及び審査機関の定める事項について実施する。

3 点検・評価等の実施に必要な手順及び方法等は運営委員会が別に定める。

**附 則**

1 自己点検・評価等実施に関する運営委員会申合せ(平成19年4月1日実施)は廃止する。

2 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。